

令和3年度 第5回二宮町総合計画審議会 会議要旨

日 時 令和4年3月23日（水）午後2時00分から3時30分

場 所 二宮町役場2階 第1会議室

出席者 委員9名

竹村 洋治郎 委員、片岡 宇一郎 委員、関野 茂司 委員、湯川 恵子 委員、
小野寺 裕美 委員、林 晃 委員、江守 正多 委員、磯部 和美 委員、
守屋 保子 委員

町職員 志賀政策担当部長

事務局 企画政策課3名

欠席者 委員3名

岡野 敏彦 委員、井上 宗士 委員、阿部 正昭 委員

傍 聴 0名

配布資料

次 第

資 料1 答申書（案）修正版

参考資料1 第4回意見結果

会議概要

1. 開 会

2. あいさつ

第5回目の会議となり、答申書の内容を確定させていく作業になります。議事を円滑に進めるとともに、委員の皆さまの想いを受け止めたまとめになるように努めますので、よろしくをお願いします。

3. 議事

(1) 答申書（案）について

○ 答申項目1 基本理念と10年後の将来像について

会 長 ：初めに、本日欠席されている委員の意見について、少し丁寧に確認していきたいと思
います。参考資料1のNo.1の意見では、まちづくりの方向性の意見項目数にバラツ
きがあることについて心配されているようです。前回の会議で、まちづくりの方向性の
記載順については、「町民満足度調査の重要度と満足度結果により、町民が求めている
ものを優先にして選択をしている」と事務局より説明がありました。町民が求めている
ものを素直に表現するという点からすると、必ずしも項目数を同程度に揃える必要はな
いと思います。

委員：行政としては、色々な分野に取り組む必要があると思いますが、その中で何に重点をおくかが重要なポイントだと思います。基本構想では、重点的に取り組む内容までは見えてこないですが、そのあたりが決まっていれば、項目の順番や内容なども検討できるのかもしれませんが、ただ、文章量の多さ等で重要性が決まってくるものではないと思います。

会長：項目の順番について、町の意図を改めてご説明をお願いします。

事務局：項目の順番については、前回の会議で説明した通り、町民満足度調査結果を踏まえ、町民の関心の高さを参考にして、現在の順番通り項目を記載しました。なお、答申書案に掲載されている委員の皆さんの意見の掲載順は特に決まりはありません。

会長：先ほどの委員の発言通り、「意見数の多さで重要性が決まるものではない」と、本審議会の共通理解として持っていれば、バラつきがあっても問題はないかと思いますがいかがでしょうか。

委員：問題ないと思います。答申書は、素案に対する審議会としての意見を示すもので、町政に対する満足度をここで示すものではないと認識しています。

会長：次に、参考資料1のNo.2の意見についてです。本審議会で意見数が多かった項目は関心の高いものとして、重点項目に設定することが可能との理解から、答申項目1に記載してはどうかという意見でした。こちらは、この後の議論内容と、また、本日欠席されていますが、ご提案いただいた委員の意図も確認し、改めて、会長と事務局で調整させていただきます。

会長：次に、No.4の意見についてです。「分かりやすい文章となるように工夫する必要がある」と記載されている文面について、具体的な例示をつけてはどうかという意見でした。基本構想の答申書では、具体策ではなく、理念に関する方向性について意見を述べるものだと思います。今回の議論からは趣旨が少し離れるため、具体策については基本計画の中で議論するという整理で進めたいと思います。

事務局：具体策を提示いただくことも可能ですが、基本構想で具体策を入れると取り組みの選択肢を狭める可能性があるため、幅を持たせるためには今回の案のような表現にした方がよいと思います。

会長：町民憲章について、前回の審議会では、今後議論を深め、社会に即して変更していくことの必要性などを議論しました。現在の答申書案では、「総合計画の理念を通じて、町民憲章への理解を深めること」としていますが、このあたりは、意見を追加する必要性はあるでしょうか。

委員：理念については、姿勢を示すものであるため、良し悪しを議論するものではないと思います。基本構想では具体的な中身までは記載されないため、基本計画の中で議論することになると思いますが、重点的な取組などがどのように位置付けられるのかが気になるところです。

委員：町民憲章を改定するような仕組みはあるのでしょうか。仕組みがあるのであれば、意見を付す必要性はないと思います。

事務局：現在、改定予定はありません。町民憲章は忘れられていることもあり、改めて、総合計画の理念として位置付けることで再認識するきっかけに繋がりたいと考えています。共

通理解が深まった中で、改定の議論が高まれば検討することにはなると思います。

○ 答申項目2 まちづくりの方向性（基本目標）

会 長：（４）の最初の意見については、主体が誰であるかを明記しておいた方が良いと思います。町と町民が一体となって取り組み、情報を発信することで、活性化につないでいくことが趣旨になるのだと思います。

委 員：本審議会の議論の経緯を知らないと理解できない表現となっているため、補足を加えた方がいいと思います。例えば、「まずは町民が楽しめるイベントを企画し、それにより町外からの人を呼び込む工夫をされたい」などと分かりやすい表現にしてはどうかと思います。

会 長：文言の変更を調整していきます。

会 長：（５）の２つ目の意見については、他の意見と比較して、具体的という印象を受けました。また、この意見に「移住」のニュアンスが含まれているかが気になります。町の施策として、空家の利活用は「空家そのものを活用すること」を指すのか、「空家のある土地を更地などにして新規で活用すること」を指すのかによって表現が違ってくると思います。また、空家施策は移住に結び付けて考えられるのか、町の取り組み状況についてご説明をお願いします。

事務局：実際の事例として、空家をリノベーションして、住居や店舗として活用している移住者の方がいらっしゃるのので、空家の利活用を「移住」と結び付けて意見を付すことは可能だと思います。

会 長：素案の中に、「移住」の項目は入っているのでしょうか。

事務局：現在は特に記載はありません。

会 長：（５）に追加することも可能でしょうか。

委 員：持続可能な町を目指す中で、町の魅力を生かして移住者を増やして人口を増やすことは重要だと思います。移住施策は町として大切なことなので、基本構想の中で方向性が含まれていないことに疑問を感じます。また、町をどのようにしたいのかという姿勢や方向性が見えてこず、町長としての想いや姿勢をもっと示してほしいと思います。

会 長：町の姿勢や方向性については、本審議会の審議経過とともに、答申書を提出する際に町長にお伝えしたいと考えています。町として、思い描く方向性はあるのかもしれませんが、それが町民に伝わっていないことが課題となっているのだと感じました。少しずつ取り組みや成果を増やしていきつつ、その流れが町の方向性や理念に発展していけるようなボトムアップの考え方があっていいのかなと思います。そういった部分についても、答申書として触れていきたいと考えています。

事務局：移住施策の位置づけについて補足ですが、移住は複数の分野に関連しているものになるため、特定の分野に位置付けられるものではないと考えています。また、先ほど町の方向性が基本構想では見えてこないとの意見がありましたが、基本構想では10年間と長い期間となるため、5年間となる基本計画の中で具体的な取組を示していきたいと考えています。

委 員：具体的な取組とは別に、もう少し長期的な視点での方向性はやはり必要だと思います。

町の目指すべき姿が見えることで、その道筋も見えてくると思います。

会 長 : 移住については、事務局の説明のとおり、特定の分野で意見を付すのではなく、答申項目1又は全体で触れていくことになると思います。こちらは、事務局と今後調整していきます。移住者や交流人口等により「人が行き交う」ことは町の力になると思います。人口減少を食い止める取り組みは全国的に推進しているものの、「町の魅力で人を惹きつける」という取り組みは、10年先、20年先もずっと町として継続していくこととなります。そうした想いを触れておく必要はあると思いますので、答申書の中に盛りこめるように調整します。

委 員 : 移住は、人口減少を食い止めること、また人口構成割合を改善することに繋がると考えています。また、わざわざ転入されてくる方は、主体的に行動する方が多いと感じますので、人口数だけでなく、質的にも変化をもたらすことになると思います。移住について、町として意思表示するのは良いアイデアだと思います。

委 員 : 全国的な人口減少、都市部への人口集中を考えると、国内の移住者を確保することは難しいため、外国人の移住者を受け入れることは選択肢の一つになると思います。ただし、外国人を受け入れる町にした方がいいとの提案をしているのではなく、そういう問題に対してどう考えるかが町の方向性を決める大きなきっかけになるのだと思います。町の考えや姿勢について、検討の必要性があることは、答申書への記載とは別に提案することも考えられると思います。

会 長 : 今後の方向性に関するご意見だと受け止めました。ちなみに、町の外国人の状況はいかがでしょうか。

事務局 : 住民登録されている方は約200人です。近隣市町と比較して少なく、飲食店や工場に労働されている方が多いようです。

会 長 : 基本構想ではなく、基本計画の方向性が示された時に議論しても良いかなと思います。

委 員 : (2)の2つ目の意見に関連して、子どもが活発に活動する姿を理想として、その活動を大人が支援するという場面がたくさんありますが、本当に子ども自身が望んでいるものなのか疑問に思うことがあります。子どもたちや若い世代の自発性を育てるとともに、本当の意味で自発的に活動していけるよう、町として支援できる体制を作るとした方が、町の姿勢も示せていいと思います。

会 長 : 意欲的に取り組みたいと思う人たちが自発的にプロジェクトを立ち上げ、それを町が支援していくことが理想的だと思います。対象としては、子どもに限定せず、高齢者等の広がりがあった方がいいのかなと思いますので、表現を調整します。

○ 答申項目3 その他全体について

委 員 : 全体を通してになりますが、修正したことにより、少し意味が分かりづらい表現が見受けられます。修正をお願いします。

会 長 : 答申書の修正について、今後のスケジュールはどのようになっているのですか。

事務局 : 今回の会議までで意見を全て出しているため、今後の細かい部分については事務局と会長で調整していきたいと考えています。

会 長 : 今後は、会長一任で答申書の最終調整を行っていきますので、お気づきの点がありま

したら別途報告をお願いします。

会 長 :最後に1点確認です。西暦と和暦の意見がありましたが、行政として記載の決まりはあるのでしょうか。

事務局 :特に決まりはありません。令和に元号が変更された時に、近隣自治体では西暦表記に変更している事例もありますので、意見として付していただくことは可能だと思います。

(2) その他

事務局 :3点ほど事務連絡をいたします。1点目は本日の議事録についてです。これまでの会議と同様に事務局が作成しました議事録を皆様に確認していただいたのち、町ホームページ等に掲載したいと考えておりますので、議事録がお手元に届きましたらご確認をお願いいたします。なお、第3回目の議事録に修正点がある場合は、会議後に事務局にご指摘ください。2点目は本日の委員報酬についてです。委員報酬の請求書は会議後に事務局までご提出ください。3点目は次回の会議日程についてです。令和3年度の会議は本日で終了となります。令和4年度の会議開催は、10月頃を予定しています。また、会議とは別に、計画策定の進捗について情報提供する予定ですのでご承知おきください。

4. 閉会